

第38回全国街路事業コンクール 実施要領

1. 目的

地域経済と住民福祉の発展のため、街路整備に優れた業績をあげている地方公共団体等を表彰し、望ましい街路事業の推進と整備基準及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

2. 対象事業

次の条件を全て満たす事業とする。

- (1) 地方公共団体等が施行した事業
- (2) 国土交通省都市局街路交通施設課が所管する事業

【対象事業例】

まちなかウォーカブル推進事業、都市計画道路の整備、歩行者・自転車空間の整備、無電柱化等による滞在環境を含めた快適な街路空間の整備、連続立体交差事業、新交通システム等の整備、交通結節点の整備等

※ハード整備に合わせて実施したソフト施策についても対象とする。

3. 対象者

- (1) 地方公共団体の本庁の部・課並びに土木事務所等とする。
- (2) 街路事業の計画的な整備に積極的に協力する等、顕著な功績のあった民間の団体。

4. 応募の条件

- (1) 令和6年度以前に供用を開始しており、事業効果が検証されていること。なお、一部工事等が残る場合でも、部分的な供用開始により、整備効果を発現していれば、事業者の判断で応募することも可能とする。また同一路線でも、事業認可単位ごとに整備効果を発現していればその単位ごとに応募することも可能とする。
- (2) 過去に当該コンクールで賞を受賞していない場合は、新たな視点で事業効果を再検証するなどして、再応募することも可能とする。

5. 応募の方法

応募にあたっては次の資料を提出する。なお、都道府県は管下の応募者についてとりまとめ、事務局へ提出する。また、政令指定都市は直接、事務局へ提出する。

- (1) 第38回全国街路事業コンクール 応募事業調査票

- (2) 第38回全国街路事業コンクール 応募資料(様式1)
- (3) 応募事業パンフレット等(任意)

※資料の著作権については、全国街路事業促進協議会(以下、「協議会」という。)に帰属する。

※(2)は当協議会のHP等に掲載する。

※(1)及び(2)、(3)は大容量ファイルメール又は電子データ(CD-Rに記録)で提出する。

6. 応募の締切り

応募事業調査票の提出期限・・・令和7年6月27日(金)

応募資料の提出期限・・・・・・令和7年7月25日(金)

7. 審査の方法

- (1) 協議会が設置する「全国街路事業コンクール審査委員会」(以下、「委員会」という。)において審査を行い、委員会の報告に基づき協議会の役員会で決定する。
- (2) 委員会は、学識経験者及び国土交通省職員等をもって構成するものとし、協議会の会長が委嘱する。
- (3) 審査にあたっては、事業効果、まちづくりへのインパクト等に加え、事業の先進性、事業推進の過程における苦労や工夫などの整備プロセスの側面も含めて総合的に評価する。
- (4) 事務局は、必要に応じて、委員会に応募自治体をオンラインで参加させることができる。

8. 表彰

- (1) 国土交通大臣賞、全国街路事業促進協議会会長賞、優秀賞等を設けるほか、必要に応じ特別賞を定めることができる。
- (2) 受賞事業を対象に、全国街路事業コンクール受賞事業パンフレット及びポスターを作成する。
- (3) 受賞者は、全国街路事業促進協議会第62回通常総会(令和8年6月開催予定)にて、表彰する。

9. 主催

全国街路事業促進協議会

10. 後援

国土交通省

11. 送付先及び問い合わせ先

全国街路事業促進協議会 事務局 田中、矢島、黒瀬、石井

住所 : 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

庁舎7階 道路交通局道路部街路課内

電話 : 082-504-2894 E-mail : gaisokkyo@city.hiroshima.lg.jp

(送信できなかった場合 : jimukyoku001@gaisokkyo.jp)